

## 目 次

第1章	総 則 (第1条—第5条)	1
第2章	検査の申請 (第6条—第8条)	2
第3章	検査業務の実施方法 (第9条—第16条)	3
第4章	検査証の交付 (第17条—第20条)	4
第5章	検査業務の信頼性確保等 (第21条—第23条)	4
第6章	検査員の選任等 (第24条—第25条)	5
第7章	料金及び旅費 (第26条—第27条)	5
第8章	雑則 (第28条—第33条)	5
附 則		6
別紙1～別紙3		7
第1号様式～第13号様式		10

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規程は、船舶安全法（昭和8年法律第11号。以下「法」という。）第28条第7項において準用する法第25条の51第1項前段の規定に基づき、法第28条第1項第2号で規定する検査に係る業務（以下「検査業務」という。）に関する事項を定め、その適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

#### (用語)

第2条 この規程において使用する用語は、この規程において定めるものほか、法、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号。以下「危規則」という。）、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号。以下「危告示」という。）及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号。以下「放告示」という。）において使用する用語の例によるものとする。

#### (対象検査)

第3条 この規程での検査とは、危規則第111条第1項の危険物積付検査（以下「積付検査」という。）及び第112条第1項の危険物コンテナ収納検査（以下「収納検査」という。）をいう。

#### (検査業務の基本方針)

第4条 検査業務に従事する役員及び職員は、検査業務の持つ意義と重要性を認識するとともにその使命と責任を自覚し、関係法令及びこの規程に基づき適正かつ確実に検査業務を遂行すること。

#### (権限の委譲)

第5条 会長は、第9号様式の表中「事業所の名称」欄に掲げる検査業務を行う事業所等（本部にあっては「安全環境室」。以下、これらの事業所等を「検査事業所」という。）の長（以下「検査事業所長」という。）に次に掲げる事項に係る権限を委譲するものとする。

- 一 危険物積付検査申請書（以下「積付検査申請書」という。）（第1号様式）若しくは危険物コンテナ収納検査申請書（以下「収納検査申請書」という。）（第2号様式）の受理に関する事項
- 二 危険物積付検査証（以下「積付検査証」という。）（第3号様式）若しくは危険物コンテナ収納検査

証（以下「収納検査証」という。）（第4号様式）の作成、交付に関する事項

### 三 検査に関する料金及び旅費の請求並びに收受に関する事項

## 第2章 検査の申請

### （申請の受け付け）

第6条 申請の受け付けは、検査の区分に応じて、積付検査申請書若しくは収納検査申請書（以下「申請書」という。）の提出を受けて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、収納検査にあっては危険物コンテナ収納検査オンライン申請システム（以下「オンライン申請システム」という。）を使用して申請を受けることができるものとする。
- 3 前2項の申請を受付ける時間は、原則として次のとおりとする。なお、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める国民の祝日並びに年末年始（12月30日から1月4日まで）は、原則として受け付けない。

平 日 午前8時30分から12時まで

午後1時から4時30分まで

土曜日 午前8時30分から12時まで

### （申請書の受理）

第7条 検査事業所長は、前条の申請書の提出があったときは、誤字、脱字等の不備がないことをチェックするとともに次に掲げる事項を審査し、適正であると認められるものについてこれを受理するものとする。

#### 一 積付検査申請書

- イ 積付検査を受けなければならない危険物及び船舶であること。（放射性物質等に係る積付検査の申請にあっては、当該放射性物質等が放告示別表第7に定める放射性物質等以外のものであることについての審査を含む。）
- ロ 代理人申請の場合、委任状等が添付されていること。
- ハ 船舶での運送又は混載が禁止されている危険物でないこと。
- ニ 危規則並びに危告示、放告示及び関係通達で定める積載場所であること。
- ホ 検査を受けようとする年月日において検査が可能であること。

#### 二 収納検査申請書

- イ 収納検査を受けなければならない危険物及びコンテナであること。
- ロ 代理人申請の場合、委任状等が添付されていること。
- ハ 隔離を要する危険物又は当該危険物と危険な物理的、化学的作用を起こすおそれがあるものが混載されないこと。
- ニ 容器及び包装は、危告示別表第1の容器及び包装の欄に定められているものであること。
- ホ 危険物及びその他の収納貨物の数量がコンテナの最大積載質量を越えていないこと。
- ヘ 検査を受けようとする年月日及び場所において検査が可能であること。

- 2 申請書の受理後、申請者から申請書に記載された事項について変更したい旨の申出があったときは、内容を変更した申請書を提出させるものとする。

### （書類の提出）

第8条 検査事業所長は、申請書を受理したときは、申請者に対し、次に掲げる書類のうち検査のために必要と認める書類の写しの提出を求めることができる。

- 一 危険物運送船適合証
- 二 危険物明細書

- 三 コンテナ危険物明細書
- 四 安全データシート（SDS）
- 五 貨物固縛マニュアル
- 六 危規則第390条の2の規定に基づき、国土交通大臣又は地方運輸局長の許可を受けた場合の許可証
- 七 危規則第107条の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けた場合の承認証
- 八 火薬類の容器包装について、最寄りの地方運輸局長の確認を受けた場合の確認証
- 九 危険物の運送及び隔離危険物の同一容器、同一オーバーパック、同一コンテナへの収納について、船積地を管轄する地方運輸局長の承認を受けた場合の承認書
- 十 その他必要と認める書類

### 第3章 検査業務の実施方法

#### （検査の準備）

第9条 検査事業所長は、申請書を受理したときは、検査のために必要な準備を申請者に指示することができる。

#### （担当検査員の指名）

第10条 検査事業所長は、申請書を受理したときは、所属検査員の中から当該検査を担当する検査員をすみやかに指名するものとする。

#### （検査員証の提示）

第11条 検査員は、その身分を示す検査員証（第5号様式）を携帯し、検査を行う前に関係人にこれを提示しなければならない。

#### （検査の打合せ等）

第12条 担当検査員は、検査の実施方法について関係人と綿密な打合せ後、検査を行うものとする。

#### （検査の内容）

第13条 積付検査は、積載方法その他積付けについて、危規則並びに危告示、放告示及び関係通達で定める技術的基準（以下「技術的基準」という。）に適合しているか否かについての検査とする。

2 収納検査は、危険物のコンテナへの収納方法について、技術的基準に適合しているか否かについての検査とする。

#### （検査の方法）

第14条 積付検査は、検査員が別紙1の機械器具を用いて、附属書1の「積付検査実施要領」に基づいて行うものとする。

2 収納検査は、検査員が別紙1の機械器具を用いて、附属書2の「収納検査実施要領」に基づいて行うものとする。

#### （合否の判定）

第15条 検査員は、検査を実施した結果、技術的基準に適合していると認めるときは合格と判定し、それ以外の場合は不合格と判定するものとする。

2 不合格と判定した場合、検査事業所長は文書をもってその旨を申請者に通知するものとする。

(検査済票の貼付等)

第16条 検査員は収納検査において、合格と判定したコンテナに対して扉が確実に施錠された後、「危険物コンテナ収納検査済票」(第6号様式)を扉に貼付すること。

- 2 前項の危険物コンテナ収納検査済票は、危険物の運送が終了するまでの間、記載内容が消えるおそれのないものでなければならない。
- 3 収納検査に合格したコンテナであって、申請書の陸揚地の欄に米国の地名が記載されているものは、扉の開閉具をコンテナシール(第13号様式)で封印するものとする。

第4章 検査証の交付

(検査証の作成、交付等)

第17条 検査員が合格と判定した場合、検査事業所長は、積付検査若しくは収納検査に合格したことを証する積付検査証若しくは収納検査証(以下「検査証」という。)を作成するものとする。

- 2 検査事業所長は、検査事業所において前項の検査証を申請者に交付するものとする。
- 3 検査事業所長は、申請者等から紛失又はき損を理由に検査証の再交付請求があった場合、検査証を再交付することができる。

(事前決裁)

第18条 検査員は、検査事業所長の事前決裁を受けることにより、検査を行った場所において検査証を作成し、申請者等に交付することができるものとする。

(英訳証明書の作成及び交付)

第19条 検査事業所長は、申請者から英訳証明書の交付請求があった場合は、第17条で作成した検査証のほかに、当該英訳証明書(Format 7又はFormat 8)を作成し交付するものとする。

(証印)

第20条 検査証に押捺する証印は、第9号様式の印影のものとし、大きさは27mm×27mmとする。

- 2 検査事業所長は、証印を適切に保管しなければならない。

第5章 検査業務の信頼性確保等

(品質マネジメント)

第21条 会長は、別に定める「品質管理規則」に基づき、検査業務の信頼性を確保するための品質マネジメントの実施を図るものとする。

- 2 会長は、役員又は執行役員のうちから専任の管理責任者を選任し、品質マネジメントシステムの運用を行わせるものとする。
- 3 安全環境室長は、管理責任者を補佐するとともに、管理責任者が不在の時にはその責任及び権限を代行するものとする。

(秘密の保持)

第22条 検査業務に従事する役員及び職員は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩することがあってはならない。

- 2 検査事業所長は、申請書及び第8条に基づき提出された書類を適切に保管、管理しなければならない。

(公正の確保)

第23条 検査業務に従事する役員及び従業員は、検査業務の運営に当っては、公正の確保に努めなければならない。

第6章 検査員の選任等

(検査員の選任)

第24条 会長は、管理責任者から別に定める「検査員の選考に関する規則」に基づく検査員の推薦があつた場合、その者が検査員として適任であると認めるときは検査員として選任し、その旨国土交通大臣に届け出るものとする。

(検査員の解任)

第25条 会長は、検査員が次の各号の一に該当することとなったとき又は国土交通大臣から検査員の解任を命じられたときは当該検査員を解任し、その旨国土交通大臣に届け出るものとする。

- 一 健康上その他の理由により検査員として適格でなくなったとき。
- 二 協会の従業員でなくなったとき。

第7章 料金及び旅費

(料金の額)

第26条 申請者が納付する検査に関する料金及び旅費並びに法第28条第7項において準用する法第25条の53第2項第2号又は第4号の財務諸表等を請求するときの費用は、別紙2「危険物積付検査料金表」及び別紙3「危険物コンテナ収納検査料金表」に定めるところによるものとする。

(納付)

第27条 前条の料金及び旅費は、検査終了後、検査事業所長が作成した請求書をもって請求するものとする。

- 2 申請者は、請求書を受領した後は、すみやかに指定された銀行に振込なければならない。
- 3 納付された料金及び旅費は、いかなる場合であっても返還しないものとする。

第8章 雜則

(委任状等の提出)

第28条 申請者が、申請の手続きを代理人に委任する場合は、申請書提出時に次に掲げるいずれかの書類(以下「委任状等」という。)を提出させるものとする。

- 一 委任状(第10号様式)の写し
  - 二 申請者と代理人が交わした業務委託契約書の写し
  - 三 法人にあっては、その代表者から担当者への権限委譲証明書の写し
- 2 委任状等の内容に変更があった場合は、変更内容を文書で提出させるものとする。

(教育訓練)

第29条 安全環境室長は、検査員の選任研修を行うとともに検査業務に従事している検査員に対して検査員研修を行い、検査員の知識技能の向上に努めるものとする。

- 2 研修は、選任研修、リフレッシュ研修、臨時研修及び特別研修とし、研修教科等については、「収納検

査業務等の教育訓練手順書」に基づくものとする。

(帳簿)

第30条 法第28条第7項において準用する法第25条の59で規定する帳簿の様式は、第11号様式及び第12号様式とする。

2 検査終了後、検査員は帳簿に所要事項を記載し、検査事業所長が記載内容を確認するものとする。

(書類の送付)

第31条 検査事業所長は、検査終了後すみやかに申請書の写し、検査証の写し及び英訳証明書の写しを安全環境室長へ送付するものとする。

2 検査事業所長は、帳簿の写しを毎4半期（4月を起算月とする毎3月を1の4半期とする。）ごとにとりまとめ、当該4半期経過後7日以内に安全環境室長へ送付するものとする。

(書類の保存)

第32条 安全環境室長及び検査事業所長は、検査業務に関する書類を次の区分に従い保存するものとする。

一 安全環境室長

イ 申請書の写し、検査証の写し及び英訳証明書の写しをそれぞれ所定の綴りに整理し1年間保存する。

ロ 帳簿の写しを所定の綴りに整理し、3年間保存する。

二 検査事業所長

イ 申請書、検査証の写し及び英訳証明書の写しをそれぞれ所定の綴りに整理し、3年間保存する。

ロ 委任状等の写しを所定の綴りに整理し、関連する申請を受けてから5年間保存する。

ハ 帳簿を所定の綴りに整理し、5年間保存する。

附 則（平成17年7月29日 国海查169号）

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日（平成17年7月29日）から施行する。

附 則（平成18年6月8日 国海查93号）

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日（平成18年6月8日）から施行する。ただし、第9号様式の水島事業所の名称及び印影並びに品質管理規則別紙2の組織図は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日 国海查370号）

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年6月28日 国海查100号）

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日（平成19年6月28日）から施行する。

附 則（平成19年8月29日 国海查196号）

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日（平成19年8月29日）から施行する。

附 則（平成19年11月26日 国海查339号）

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日（平成19年11月26日）から施行する。

附 則（平成20年5月15日 国海查第87号）

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日（平成20年5月15日）から施行する。

附 則（平成20年12月25日 国海查第449号）

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日（平成20年12月25日）から施行する。

附 則（平成21年12月24日 国海查第391号）

この規程は、国土交通大臣の認可を受けた日（平成21年12月24日）から施行する。

附 則（平成24年3月26日 国海查第522号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月1日 国海查第429号）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日 国海查第252号）

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 10 日 国海查第 451 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日 国海查第 421 号）

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 16 日 国海查第 16 号）

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 28 日 国海查第 32 号）

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 26 日 国海查第 318 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日 国海查第 492 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 25 日 国海查第 219 号）

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 28 日 国海查第 393 号）

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 6 日 国海查第 327 号）

この規程は、令和 3 年 1 月 6 日から施行する。ただし、「危告示」及び「放告示」が定める技術基準に関する改正は、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 28 日国土交通省告示第 1595 号）」及び「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 28 日国土交通省告示第 1599 号）」の施行日に遡って適用する。

附 則（令和 5 年 1 月 24 日 国海查第 267 号）

この規程は、令和 5 年 1 月 24 日から施行する。ただし、「危告示」が定める技術基準に関する改正は、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示（令和 4 年 12 月 28 日国土交通省告示第 1312 号）」の施行日に遡って適用する。

附 則（令和 5 年 10 月 20 日 国海查第 213 号）

この規程は、令和 5 年 10 月 21 日から施行する。